仕　様　書

１．調達概要

（１）内容

【件　　名】　平成２５年度国立劇場及び演芸場における映像設備の保守管理に係る委託業務

【内　　容】

①運用保守

②障害発生時等の対応

③運用支援

④報告

（２）履行場所　　独立行政法人日本芸術文化振興会

東京都千代田区隼町４－１（国立劇場構内）

（国立劇場（大・小劇場）、国立演芸資料館（演芸場）並びに国立劇場本館３階ＡＶ室、システム室、録音室）

（３）履行期間　　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日

（４）代金の部分払　　できない

（５）代金の支払

本調達に係る業務（以下「本業務」という。）の代金の請求については、月次の業務完了後、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）に提出された業務完了報告書（書式任意）に基づき本業務の対価として支払うものとする。業務完了報告書は振興会国立劇場調査養成部調査記録課において確認するものとする。

完了報告書を確認の後、正規の請求書を受領した日の属する月の翌月末までに総務企画部経理課から１回に代金を支払う。

２．調達の内容

（１）包括的要件

①　本調達は、振興会が保有する映像設備を正常に稼働させるための包括的保守管理業務である。本業務の遂行に当り、迅速かつ総合的な保守ができる信頼性を備えること。

②　本業務は、原則として振興会の施設内で行うこと。ただし、映像設備を移設して振興会施設外で本業務を遂行する必要が生じるような場合には事前に振興会と協議すること。

③　本業務遂行に当り、振興会の施設、備品の使用が必要な場合には、事前に振興会に申請すること。また、使用後は必ず原状に復すること。

（２）範囲

本業務に係る映像設備とは別紙２の１の①及び②に記載の機器類をいう。

（３）技術的要件

本業務の遂行に当る従事者は、放送設備もしくはそれに準じる設備における映像系統

並びに音声系統の信号並びにその制御信号等に係る専門知識と保守のための技術力を有し、かつシステム系統図等の読解及び作成ができること。

（４）統括責任者の選任

受託者は保守技術者の中から統括責任者１名を選任して、この統括責任者を通じて業務の連絡・調整を行うものとする。

（５）勤務

① 本業務従事者は、原則として別紙１の「平成２５年度業務予定表（案）」に指定する日程で勤務する。業務時間帯は９：００から２２：００の間とするが、時間帯を含む当該月の詳細な日程については､前月２０日までに振興会調査養成部調査記録課担当者(以下「担当者」という。）から統括責任者へ通知するものとする。ただし、年度初の４月については、原則４月１日に通知するものとする。

② 統括責任者は、通知を受けてから１週間以内に、翌月の従事者一覧表を作成し、振興会担当者に提出する。ただし、年度初の４月については、原則４月２日に提出するものとする。

（６）業務の内訳および要件

①運用保守

ア．映像設備を構成する各機器の定格性能を保持するために、電気的特性などについて別紙２の２の①及び②により点検を行い、動作を確認すること。

イ．公演記録映像収録に支障のないよう総合的な整備・調整を行うこと。

ウ．映像設備に異常や性能の劣化等が判明した場合は、振興会と協議の上、軽微な補修等をも含めて必要な措置を講じること。

エ. 障害の発生が見込まれる場合は､振興会と協議の上､必要な予防措置を講じること。

オ．公演記録映像収録終了後に映像設備全体の動作を検証すること。

カ．本業務に必要な測定機器類は、受託者が用意すること。

キ．本業務遂行に当って機材及び消耗品等の調達が必要な場合には、事前に振興会と協議の上、請求すること。

ク．老朽化等による設備、機器類の更新等に伴い別紙２の１の①及び②に記載した映像設備に変更等があったときは、変更等に関する系統図等を作成すること。

ケ．引き継ぎについては、２日以内に行うこと。また、それに伴い費用が発生する場合受託者がこれを負担する。

②障害発生時の対応

ア．映像設備運用上で障害が発生した場合には、振興会からの電話等による障害発生通知を、平日９時３０分から１８時１５分まで受け付けること。但し、重要な障害が発生した際には、上記時間外又は土、日、祝日であっても通知をすることがあり、その場合には緊急連絡先を登録のうえ、可能な限りの対応を行うこと。

イ．障害発生通知後、原則として１時間以内に振興会に到着し、復旧作業に着手すること。

ウ．障害発生に当っては、その原因について調査、検証し、可能な限りの要因を振興会に具申するとともに、復旧につとめること。

エ．復旧に当っては、上記①に準じて速やかに作業を完了させ、復旧後に設備全体の動

作を検証すること。

オ．復旧に当って、機材及び消耗品等の調達が必要な場合には、振興会と協議の上、請求すること。

③運用支援

ア．振興会の要請に応じて、映像設備の運用全般について支援すること。

イ．カメラ定期保守等に立会い、技術的な意見を具申すること。

④報告

ア．上記①から③の各業務について詳細に報告し、作業完了報告書（書式任意）を作成すること。

イ．上記アの報告及び報告書については、必ず振興会の確認を得ること。

3．従事者の心得

（1）本業務従事者は、担当職員の指示によるほか、以下の点に留意するものとする。

①火災・盗難・事故の予防に万全を期すこと。

②作業服等を着用し身だしなみに注意すること。

③振興会の施設内で利用者に話しかけられた際などには丁寧に応対し、必要があれば担当職員もしくは近くの振興会職員に連絡すること。

④業務に係る部屋の清掃及び整理整頓を心がけ、許可なく第三者を入室させないこと。

⑤所属及び氏名を明示した名札を、振興会が指定するホルダーに収めて着用すること。

（2）防災及び非常時の対応

①振興会の施設、設備及び備品等による危険防止ならびに防災に努め、安全を心がけること。

②喫煙は指定された場所のみで行い、歩行中の喫煙は行わないこと。

③火気の取扱いには十分注意し、業務終了の際には点検及び消火を徹底すること。

④火災発生等非常の場合には、消火器等での初期消火及び人員の避難誘導を行うとともに直ちに連絡・通報し、事後は復旧作業等に協力すること。

4．その他

以下の原因による障害については、本業務の範囲外とする。

①製品の「取扱説明書」に記載されている条件外で使用したことによる障害。

②使用上の誤り､映像設備以外の機器から受けた障害または不当な修理や改造による障害。

③移動、輸送、落下などによる障害。

④火災、地震、風水害、落雷、その他の天災地変、公害、塩害、異常電圧等による障害。

以上

平成25年度業務予定表

別紙１

＜上半期＞

月	日	曜	昼夜	劇場	上演種目	作業	ポスト
4	19	金	昼夜	小劇場	特別企画	テスト	1
	20	土	昼		(舞踊・邦楽)	本番	1
	21	日	昼	演芸場	花形演芸会	本番	1
	26	金	昼	演芸場	特別企画	本番	1
	27	土	昼			本番	1
	28	日	昼			本番	1
	29	月・祝	昼	演芸場	名人会	本番	
5	15	水	昼夜	小劇場	文楽	下見	
	16	木	昼夜			テスト	1
	17	金	昼夜			本番	1
	24	金	昼夜	大劇場	舞踊	テスト	1
	25	土	昼夜			本番	1
	25	土	昼	演芸場	花形演芸会	本番	
	26	日	昼	演芸場	名人会	本番	
6	5	水	夜	演芸場	名人会	本番	1
	7	金	昼夜	小劇場	民俗芸能	テスト	1
	8	土	昼夜			本番	1
	11	火	昼	大劇場	歌舞伎鑑賞教室	下見	
	12	水	昼			テスト	1
	13	木	昼			本番	1
	23	日	昼	演芸場	特別企画	本番	1
	28	金	昼夜	小劇場	雅楽	テスト	1
	29	土	昼夜			本番	1
	29	土	昼	演芸場	花形演芸会	本番	
7	9	火	昼	大劇場	歌舞伎鑑賞教室	下見	
	10	水	昼			テスト	1
	11	木	昼			本番	1
	19	金	昼夜	小劇場	邦楽	テスト	1
	20	土	昼夜			本番	1
	21	日	昼	演芸場	名人会	本番	
	27	土	昼	演芸場	特別企画	本番	1
	28	日	昼	演芸場	花形演芸会	本番	1
8	2	金	昼夜	小劇場	音の会 (*)	下見	
	3	土	昼			テスト	1
	4	日	昼			本番	1
	9	金	昼夜	小劇場	舞踊	テスト	1
	10	土	昼夜			本番	1
	17	土	夜	演芸場	花形演芸会	本番	1
	17	土	昼夜	小劇場	青年歌舞伎 (*)	下見	
	18	日	昼夜			テスト	1
	19	月	昼夜			本番	1
	24	土	昼	演芸場	特別企画	本番	1
	25	日	昼	演芸場	名人会	本番	
9	13	金	昼夜	大劇場	声明	テスト	1
	14	土	昼			本番	1
	17	火	昼夜	小劇場	文楽	下見	
	18	水	昼夜			テスト	1
	19	木	昼夜			本番	1
	21	土	昼	演芸場	花形演芸会	本番	1
	22	日	昼	演芸場	名人会	本番	
	27	金	昼夜	大劇場	特別企画	テスト	1
	28	土	昼			本番	1
	27	金	昼夜	演芸場	特別企画	テスト	
	28	土	昼			本番	
小計							39

＜下半期＞

月	日	曜	昼夜	劇場	上演種目	作業	ポスト
10	11	金	昼夜	小劇場	邦楽	テスト	1
	12	土	昼			本番	1
	13	日	昼			本番	1
	15	火	昼	大劇場	歌舞伎	下見	1
	16	水	昼			テスト	1
	17	木	昼			本番	1
	19	土	夜	演芸場	花形演芸会	本番	1
	25	金	昼夜	小劇場	邦楽	テスト	1
	26	土	昼			本番	1
	25	金	昼夜	演芸場	特別企画	テスト	
	26	土	昼			本番	
	27	日	昼	演芸場	名人会	本番	
11	8	金	昼夜	小劇場	特別企画	テスト	1
	9	土	昼夜			本番	1
	12	火	昼	大劇場	歌舞伎	下見	
	13	水	昼			テスト	1
	14	木	昼			本番	1
	16	土	夜	演芸場	花形演芸会	本番	1
	22	金	昼夜	小劇場	舞踊	テスト	1
	23	土・祝	昼夜			本番	1
	22	金	昼	演芸場	特別企画	本番	
	23	土・祝	昼			本番	
	24	日	昼			本番	1
	30	土	昼	演芸場	名人会	本番	
12	10	火	昼夜	小劇場	文楽・文楽鑑賞教室	下見	
	11	水	昼夜			テスト	1
	12	木	昼夜			本番	1
	16	月	昼	大劇場	歌舞伎	下見	1
	17	火	昼			テスト	1
	18	水	昼			本番	1
	20	金	昼夜	小劇場	邦楽	テスト	1
	21	土	昼			本番	1
	21	土	昼	演芸場	花形演芸会	本番	
	22	日	昼	演芸場	名人会	本番	
	23	月・祝	昼	演芸場	特別企画	本番	1
1	14	火	昼	大劇場	歌舞伎	下見	
	15	水	昼			テスト	1
	16	木	昼			本番	1
	17	金	昼夜	小劇場	邦楽	テスト	1
	18	土	昼			本番	1
	19	日	昼			本番	1
	18	土	夜	演芸場	花形演芸会	本番	
	24	金	昼夜	小劇場	民俗芸能	テスト	1
	25	土	昼夜			本番	1
2	8	土	夜	演芸場	花形演芸会	本番	1
	12	水	昼夜	小劇場	文楽	下見	
	13	木	昼夜			テスト	1
	14	金	昼夜			本番	1
	21	金	昼夜	大劇場	雅楽	テスト	1
	22	土	昼			本番	1
	22	土	昼	演芸場	特別企画	本番	
	23	日	昼	演芸場	名人会	本番	
3	8	土	夜	演芸場	花形演芸会	本番	1
	17	月	昼	大劇場	歌舞伎	下見	
	18	火	昼			テスト	1
	19	水	昼			本番	1
	20	木	昼夜	小劇場	舞踊	テスト	1
	21	金・祝	昼			本番	1
	22	土	昼			本番	1
	21	金・祝	昼	演芸場	特別企画	本番	
	22	土	昼	演芸場	名人会	本番	
小計							43
合計							82

※. 都合により収録日程等が変更になる場合があります。

公演保守日数	82
定期保守日数	2
保守契約日数	84

別紙２

１．機器類

①映像機器

ア．カラーカメラ装置（池上通信機ＨＤＫ－７９０Ｅ型；２台、ＨＤＫ－７９０ＥＸⅡ型；１台、ＨＤＫ－７９ＥＸⅡ型；１台）

イ．ビデオエンジニア操作卓（ＶＥ卓）

ウ．映像切替器（スイッチャー卓：池上通信機ＨＳＳ－２００型）

エ．ＶＴＲ装置（ＨＤ型：ＳＯＮＹ　ＨＤＷ－Ｍ２０００型　４台）

（ＳＤ型：ＰＡＮＡＳＯＮＩＣ　ＡＪ－Ｄ３５０型　２台）

オ．同期信号発生器（ＨＤ型、ＳＤ型）

カ．同期信号分配器（ＨＤ型、ＳＤ型）

キ．映像信号分配器（ＨＤ型、ＳＤ型）

ク．音声分配器（デジタル型、アナログ型）

ケ．マトリックス装置（ルーティングスイッチャー装置）

コ．モニター機器類（モニター、波形モニター）

サ．映像回線類（カメラ回線、テレビ中継回線、インターフォン回線）及び周辺機器

②音声機器

ア．ＡＶ室操作卓オーディオミキサー（ＧＰＳ　Ｄ／ＥＳＡＭ４００型）装置、音声アンプ、スピーカー

イ．録音用デジタル・レコーダー装置

ウ．舞台監視モニター装置

エ．音声回線類及び周辺機器

２．点検内容

①映像機器

ア．１①ア～サの各機器に係る動作点検

イ．上記アのほか、１①キ～コの各機器に係る入出力回線点検

ウ．上記アのほか、１①サに係る接点点検

②音声機器

ア．１②ア～エの各機器に係る動作点検

イ．上記アのほか、１②ア～イの各機器に係る入出力回線点検

ウ．上記アのほか、１②エに係る接点点検

以上